

所在不明牛への対応について（概要）

所在不明牛とは

死亡、と畜を除く最終の届出後、**3年以上当該牛に係る届出**（耳標の再発行、雌牛にあっては母牛としての届出も含む。）がなく、種別・性別に以下の条件に合致する牛。

ア 乳用種：10歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛（種雄牛及び動物園等の飼養牛を除く。）

イ 肉専用種：20歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛（その他の種別を含む。種雄牛及び動物園等の飼養牛を除く。）

ウ 交雑種：3歳以上の雌牛、3歳以上の雄牛

合わせて80万頭程度存在

所在不明牛の処理方針

1. （独）家畜改良センター（以下「改良センター」という。）が、7月1日時点において、牛個体識別台帳から所在不明牛の条件に合致する牛の個体識別番号を抽出しリスト化（法施行前（H15.11.30以前）に最終の届出が「転出」となっている所在不明牛を除く）するとともに、牛の個体識別情報検索サービス（以下「**検索サービス**」という。）のWEBページ上で一定期間（8月～10月の3ヶ月間）掲示する。
2. 北海道農政事務所、地方農政局、沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）及び改良センターは、所在不明牛としてリスト化している旨を、可能な限り管理者等へ周知し、所在不明牛の生存が確認された場合は、定期的に改良センターは1のリストから削除する。また、所在不明牛として種雄牛や闘牛、畜産試験場等で長期飼育されている牛等が該当する可能性があるため、地方農政局等及び改良センターは可能な範囲で情報収集を行い、リストから削除する。
3. 改良センターは、11月上旬に1のリストに残存している牛のうち、今回新たに所在不明牛の条件に合致した牛の個体情報と異動情報を検索サービスにおいて非表示（以下「**検索除外**」という。）にする。
4. 管理者等は、検索除外された牛の所在や行方を把握している場合は、地方農政局等を通じて改良センターへ、検索除外の解除を依頼し、必要に応じて転入等の届出を行うこととする。
5. 毎年、同様の手法により実施。但し、必要に応じ改善を図るものとする。